

市有地一般分譲申込要領

(先着順)



市有地購入のメリット

仲介手数料が不要！

市有地を直接お売りするため、通常の不動産取引に必要な仲介手数料（代金の概ね３％）は不要です。

登記手数料が不要！

所有権移転登記手続きを呉市が行いますので、登記手数料は不要です。
（ただし、登録免許税は別途必要です。）

呉 市

市有地一般分譲(先着順)申込みから所有権移転までの流れ

1 分譲申込み

- (1) 受付期間：随時（ただし、次回の公募による売却手続きの開始決定日まで）
- (2) 受付時間：開庁時の午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時を除く）
- (3) 受付場所：呉市財務部管財課 呉市役所本庁舎5階（電話番号：0823-25-3561）
- (4) 契約説明：申込み受付後、契約時に契約内容を説明します。

2 契約の締結※

別に定める様式の契約書により、呉市と譲受人の間で売買契約を締結します。

- (1) 契約締結日：売買決定通知書を発行した日から起算して1か月以内
- (2) 会場：呉市財務部管財課（呉市役所本庁舎5階）

※ 契約締結までに、呉市が発行する納入通知書により契約保証金を納付していただきます（売買代金を即納する場合は、契約保証金は必要ありません。）。

※ 契約等に必要となる一切の費用は、購入者の負担となります。

3 売買代金の支払

売買代金から契約保証金を差引いた残金について、呉市が発行する納入通知書により契約締結日から起算して1か月以内に一括して納付していただきます。

4 所有権の移転

所有権は、売買代金等を完納していただいたときに移転し、同時に物件を現況のまま引き渡したものとします。

5 所有権移転の登記

所有権移転の登記手続きは呉市が行います。

所有権移転登記に必要な登録免許税は購入者の負担となります。

市有地一般分譲申込要領

1 分譲物件について

分譲物件の詳細については、「物件調書」をご覧ください。

分譲申込みをされる方は、この要領の記載事項をご承諾の上、お申し込みください。

2 分譲申込者の資格等

- (1) 契約保証金及び売買代金を指定の期日までに確実に納入できる方であれば、個人、法人を問わず分譲申込みをすることができます（共有を目的とした2名以上の連名による申込みも可能です。）。ただし、次のいずれかに該当する方は、申込みをすることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の3第1項の規定に該当する者

ウ 次の申立てがなされている者

（ア）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て

（ウ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

エ 市税を滞納している者

オ 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者又はその統制の下にある者

※ 地方自治法その他の法令については、8ページから9ページをご参照ください。

- (2) 分譲申込者の資格の確認のため、申込者の次に掲げる情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者（法人の場合は代表者及び役員等を含む。）が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該申込者の行った分譲申込みは無効となります。

ア 個人の場合 … 氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日

イ 法人の場合 … 法人名、代表者及び役員等※の氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日

※ 役員等とは、代表者、取締役及び監査役等をいい、支店又は営業所等を通じて申込み・契約手続等を行う場合は、当該支店長又は営業所長等を含みます。

3 分譲申込みの受付期間及び場所

- (1) 受付期間 随時（ただし、次の公募による売却手続きの開始決定日まで）
- (2) 受付時間 開庁日の午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時を除く。）
- (3) 受付場所 呉市中央4丁目1番6号
呉市財務部管財課（呉市役所本庁舎5階）
電話番号（0823）25-3561

4 分譲申込みの方法等

(1) 申込方法

「市有地一般分譲申込書（様式第1号）」に必要事項を記入・押印（印鑑登録された印（実印）を使用してください。）の上、次に掲げる書類を添付して受付期間内に受付場所に提出してください（郵送、電話、ファクシミリ及び電子メールによる申込みはできません。）。

(2) 申込みに必要な添付書類

【個人の場合】

- ア 誓約書（様式第2号） 1通
- イ 印鑑証明書※ 1通
- ウ 住民票（世帯全員の表示があるもの）※ 1通
- エ 市税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）※ 1通

【法人の場合】

- ア 誓約書（様式第2号） 1通
- イ 印鑑証明書※ 1通
- ウ 商業・法人登記 現在全部事項証明書※ 1通
- エ 市税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）※ 1通
- オ 役員等一覧（様式第3号） 1通

※発行後3か月以内のもの。

(3) 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込みに当たっては、1物件ごとに1世帯又は1法人の申込みとなります。
- イ 共有名義での申込みの場合は、共有予定者一覧（様式第1号別紙）に必要事項を記入の上、共有予定者全員（申込書記載の代表者を除く。）が連名で記名・押印（実印）・それぞれの持分を記入の上、前号に掲げる書類（全員のもの）を添付して申し込んでください。
なお、申込後の持分の変更はできません。
- ウ 共有名義で申し込まれた方は、同一の申込物件に他の共有名義人と重複して申し込むことはできません（単独での申込みもできません。）。

(4) 分譲申込み辞退について

申込み受付後の辞退は原則として認めません。やむを得ず申込みを辞退される場合は、必ず契約日の前日までに辞退届（様式第4号）に辞退の理由を記入して、呉市財務部管財課（呉市役所本庁舎5階）に提出してください。

(5) 分譲申込みに当たって必要となる申込書その他の書類は、この要領にある所定の様式をコピーして使用してください（呉市財務部管財課のホームページからもダウンロードできます。）。

(6) 申込書その他の書類は正確にボールペン・万年筆等の消えない筆記用具（鉛筆は不可）で記入してください。記入漏れのあるもの若しくは記載が不明瞭なもの、又は事実と異なる若しくは虚偽の記載がされているものは、無効となります。

5 売買契約の締結等

(1) 売買契約の締結は、次の日時及び場所で行います。

ア 日 時 売買決定通知書を発行した日から起算して1か月以内

イ 会 場 呉市中央4丁目1番6号

呉市財務部管財課（呉市役所本庁舎5階） 電話（0823）25-3561

(2) 売買契約は、呉市が別に定める様式の「市有財産売買契約書」により行います。

(3) 契約時に必要なもの

ア 印鑑（法人の場合は、代表者印が必要になります。個人の場合は、認印で結構です。）

イ 筆記用具

ウ 収入印紙（各自で購入し、持参してください。）※

※ 収入印紙の税額については、6ページの「11 収入印紙税額について」を参照してください。

(4) 譲受人が契約締結までの時点において、分譲申込み資格の要件を満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、契約締結後において、契約締結時に分譲申込み資格がなかったことが判明した場合は契約を解除します。

6 契約保証金及び売買代金の納付方法等

(1) 契約保証金

ア 契約保証金は、売買契約締結までに、呉市が発行する納入通知書により、呉市が指定する金融機関で納付していただきます。

イ 契約保証金は、売買代金の100分の10以上（円未満切り上げ）が必要になります。

ウ 契約保証金の納付の確認は、領収書により確認しますので、売買契約締結時に必ず領収書をご持参ください（確認後、返却します。）。

(2) 残金の納付等

ア 売買代金から納付済の契約保証金の額を差し引いた残金（以下「残金」という。）については、契約締結日から1か月以内に、呉市が発行する納入通知書により、呉市が指定する金融機関で一括して納付してください。ただし、納付の最終期日が土曜日、日曜日、祝日など金融機関の休業日となる場合は、その直後の金融機関の営業日が納付期限日となります。

イ 残金の納付に併せて納付済の契約保証金を売買代金に納付換えしますので、契約締結日から1か月以内に、必ず契約保証金納付換依頼書（様式第5号）を提出してください。

ウ 残金が納付期日までに納付されない場合、売買契約は解除され、契約保証金は、違約金として呉市に帰属します。

エ 残金が納付期日までに納付できない相当の理由があると認められる場合は、納付期日を延期することができますが、この場合、**遅延利息（年率14.5%）**が発生しますので注意してください。

(3) 契約保証金の免除

売買代金を契約締結までに一括して納付する場合は、契約保証金を納付する必要はありませんので、売買代金の即納を希望される場合は、事前にお申し出ください。

7 所有権の移転等

- (1) 分譲物件の所有権は、売買代金（遅延利息が発生している場合は、遅延利息を含む。）が完納されたときに移転するものとし、同時に分譲物件を引き渡したものとします（現地で引渡しは行いません。）。
- (2) 分譲物件は、**現状有姿（あるがままの姿）**での引渡しとなります。
- (3) 所有権移転登記は、呉市が嘱託登記により行いますので、売買代金の納付後、速やかに次に掲げる書類を管財課に提出してください。
 - ア 売買代金を納付された時の領収書（確認後、返却します。）
 - イ 登記嘱託請求書（売買代金の納付書と併せてお渡しします。）
 - ウ **登録免許税の領収証書（原本）**※
 - ※ 登録免許税は、売買代金の納付書と併せてお渡しする所定の**国税用納付書**により、各自金融機関等で納付してください。
 - ※ **登録免許税の領収証書（原本）**は、所有権移転登記の際に法務局に提出しますので、紛失しないよう十分留意してください（写しが必要な場合は各自でコピーしてください。）。
 - ※ 登録免許税の税額については、7 ページの「12 不動産登記（売買）に係る登録免許税額について」を参照してください。
- (4) 所有権移転登記完了後に「登記識別情報通知」をお渡ししますので、登記識別情報通知受領書と併せて財産受領書に必要事項を記載・押印の上、管財課に提出してください。
- (5) 所有権移転登記は、譲受人に対してのみ行い、譲受人以外の第三者に対して所有権移転をする中間省略登記は行いません。また、売買契約書において、譲受人以外の第三者に対して所有権移転をする旨の特約を付すこともできません。

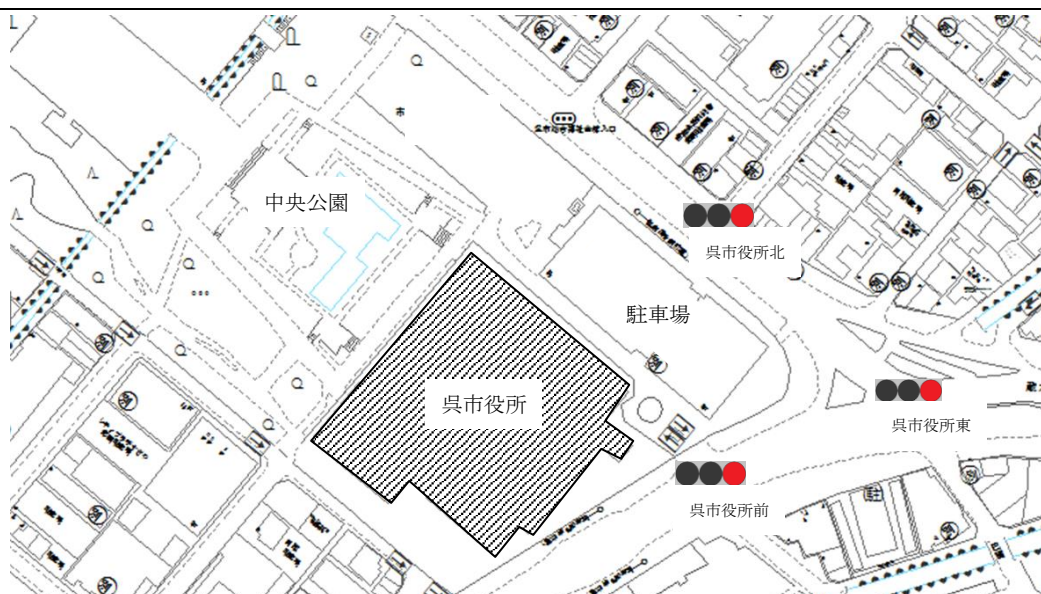
8 売買契約に係る特約事項

- (1) 契約者は、売買契約の締結の日から10年間、分譲物件を暴力団等若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、分譲物件の所有権を第三者に移転し、又は、分譲物件を第三者に貸してはいけません。
- (2) 呉市は、上記禁止用途に関する履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、契約者に報告又は資料の提出を求めることができます。その場合、契約者は、正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはいけません。
- (3) 契約者は、禁止用途に関する特約事項に違反した場合は売買代金の100分の30に相当する額の違約金を、実地調査等に関する特約事項に違反した場合は売買代金の100分の10に相当する額の違約金を、呉市に支払っていただきます。

9 その他の留意事項（※必ずお読みください。）

- (1) 分譲物件に関する現地説明会は行いませんので、申込者は、**必ず申込者自身において分譲申込みの前に現地を確認**してください。
- (2) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑とならないよう各自で十分留意してください。また、物件によっては足元が悪いところもありますので、各自ご注意ください。
- (3) 分譲物件の引渡しにおいては、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去及び建築物（設備、内装、外構等を含む。）、フェンス、木柵、囲障、擁壁、井戸その他地上・地下・空中工作物の補修・修繕・改修・撤去に係る負担及び調整は、所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、**呉市では一切行いません**。
- (4) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、**呉市では、補修や引込み工事の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いません**ので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合せの上、各自で対応してください。
- (5) **呉市においては**、分譲物件に係る地盤・地耐力調査、磁気探査並びに地下埋設物、防空壕及び土壌汚染に関する調査は基本的に行ってはいませんが、**申込者の負担において、当該調査を行うことはできません**ので、その場合は、事前に呉市に申し出てください。
- (6) 分譲物件によっては、建築物の建築に当たり、杭打ち、地盤改良等の措置が必要となるケースも想定されますが、すべての分譲物件について、**地盤・地耐力が保証されているものではありません**。**呉市においてそれらの措置を講じたり、それらに係る費用を負担したりすることはできません**ので、各自で対応してください。
- (7) 分譲物件の申込みに当たっては、都市計画法、建築基準法、土砂災害防止法その他の法令及び広島県、呉市の条例・規則等（以下「法令等」という。）に基づく各種規制について、**申込者自身において事前にご確認ください**（※法令等の規制に関しては、専門的な知識を必要とする場合があります。そのような場合は、各自で専門家にご相談をお願いします。）。
- (8) 申込者は、**法令等を遵守**することはもとより、**関係機関からの指導等についても必ずこれを遵守**してください。
- (9) この要領に記載されている内容は、あくまで作成時点におけるものであり、将来的な法令等の施行・改正に伴って生じる新たな規制等に対し、**将来にわたって本内容を保証するものではありません**。従って、分譲物件の購入後、実際に建物の建築等を計画される場合は、当該時点における法令等に基づく各種規制について、申込者自身において再度ご確認をお願いします。
- (10) 呉市は、入札物件を現状有姿で落札者に売り渡すものであり、呉市は売り渡した売買物件について一切の契約不適合責任を負わないものとし、契約者は呉市に対して、種類、品質又は数量が本契約に適合しないことを理由として履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、契約者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではありません。
- (11) 呉市は、契約者が売買契約の規定に違反したとき、義務を履行しないとき、又は暴力団等に該当したときは、契約者に催告をしないで直ちに売買契約を解除することができるものとします。
- (12) 契約者は、売買契約に定める事項を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (13) 呉市は、申込者がこの要領に定める事項を遵守しない場合に生じた一切のトラブルについて、申込者からの苦情、異議申立て又は損害賠償の請求等に応じることはできません。

10 申込み及び契約締結場所のご案内



呉市中央4丁目1番6号

呉市役所本庁舎5階 財務部管財課

11 収入印紙税額について

市有財産売買契約書にちょう付の必要な収入印紙の税額は、次のとおりとなっています。

契約金額（売買代金）	本来の印紙税額	軽減措置後
10万円を超え50万円以下	400円	200円
50万円を超え100万円以下	1千円	500円
100万円を超え500万円以下	2千円	1千円
500万円を超え1,000万円以下	1万円	5千円
1,000万円を超え5,000万円以下	2万円	1万円
5,000万円を超え1億円以下	6万円	3万円
1億円を超え5億円以下	10万円	6万円
5億円を超え10億円以下	20万円	16万円
10億円を超え50億円以下	40万円	32万円
50億円を超えるもの	60万円	48万円

※契約金額（売買代金）が10万円を超えるものについては、軽減措置により、令和9年3月31日まで
は、上記の金額となります。

12 不動産登記（売買）に係る登録免許税額について

登録免許税額 ＝ 課税標準価格※1 × 税率（1，000分の20※2）

※1 課税標準価格 ＝ 市の設定した仮の固定資産税評価額

※2 ただし、土地の売買による所有権移転に係る次の期間中に行う登記については、次のとおり軽減されます。

期 間	税 率
平成27年4月1日から令和8年3月31日まで	1，000分の15

【市有地購入のメリット】

- 1 不動産業者を介さないため、仲介手数料がかかりません。
 ※ 仲介手数料＝取引価格が400万円を超える場合、取引価格の3%＋6万円
 例：1，000万円の土地を購入した場合⇒36万円
- 2 所有権移転登記を呉市が行うため、登記費用の一部がかかりません。
 ※ 登記費用の一部＝登録免許税等を除いた司法書士に支払う手数料

【参考】

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○ 呉市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

○ 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領（抄）

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団関係者 次に掲げる者をいう。

ア 条例第2条第2号に規定する暴力団員

イ 準構成員（暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行い、又は暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持・運営に協力し、若しくは関与する者）

ウ 次に掲げる者その他の暴力団と関わりのある者

（イ）暴力団、暴力団員又は準構成員に協力等をし、これらに関与する者

（イ）暴力団員若しくは準構成員であったことを背景とし、若しくは標ぼうするなどし、又は暴力団員若しくは準構成員であることを標ぼうするなどして、実質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者

（イ）総会屋、右翼、社会運動等の名目を背景とし、又は標ぼうするなどして、実質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者

（3）暴力団等 暴力団及び暴力団関係者並びに別表に規定する措置要件に該当するなど暴力団又は暴力団関係者に関わりのある法人、組合その他の団体を総称していう。

（指名停止等による暴力団等の排除）

第3条 市長は、暴力団等について、次の各号に掲げる契約の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じるものとする。

（2）公有財産の売払い等に係る契約 契約の相手方候補者が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該売払い等に係る募集要項等に基づき、当該相手方候補者を契約の相手方としないものとする。

（再委託等の禁止による暴力団等の排除）

第4条 市長は、契約の相手方（以下「受注者」という。）が、別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるものに対し当該契約の履行の一部を請け負わせ、若しくは委託し、又は公有財産を転売、転貸等しようとするものについて、承認・承諾をしないものとする。

（契約解除による暴力団等の排除）

第5条 市長は、契約の締結後において受注者が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該契約の契約条項に基づき当該契約を解除することができるものとする。

別表（第3条－第5条関係）

措置要件

（1）役員等（個人事業者である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

（2）役員等が暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

（3）役員等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（4）前3号に規定するときのほか、役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（5）その経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

市 有 地 一 般 分 譲 申 込 書

令和 年 月 日

呉 市 長 様

私は、次に掲げる物件の一般分譲について、市有地一般分譲申込要領の内容を承諾の上、申し込みます。

申込者

〒

住所又は所在地

(ふ り が な) ()

氏名又は

法人名及び代表者名 印

連絡先(電話番号)

持分 (/) ※共有しようとする申込者の代表者である場合は、当該代表者が共有しようとする持分を記入してください。

物 件 番 号	申 込 物 件 の 所 在 地 及 び 地 番	受 付 年 月 日
		◆
	土 地 等 の 使 用 目 的	

※押印は、印鑑登録済の印(実印)を使用してください。
※共有による申込みの場合は、様式第1号別紙共有予定者一覧を添付してください。
※共有予定者が4名をこえる場合は、必要に応じて別紙を追加し、共有予定者全員が押印の上、割印(印鑑登録済の印(実印))を押印してください。

(注)◆欄は記入しないでください。

受 付 済 証

物 件 番 号	申 込 物 件 の 所 在 地 及 び 地 番	受 付 年 月 日
		◆
	氏 名 又 は 法 人 名 及 び 代 表 者 名	

市 有 地 一 般 分 譲 申 込 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

呉 市 長 様

申込年月日を記入してください。

私は、次に掲げる物件の一般分譲について、市有地一般分譲申込要領の内容を承諾の上、申し込みます。

申込者

〒737-〇〇〇〇

住所又は所在地

呉市中央4丁目〇〇番〇〇号

必ず実印(印鑑登録済の印)を押印してください。

(ふ り が な)()

氏名又は

法人名及び代表者名 呉 市 太 郎

連絡先(電話番号) 0823-25-〇〇〇〇

共有の場合のみ記入してください。

持分 (/)

※共有しようとする申込者の代表者である場合は、当該代表者が共有しようとする持分を記入してください。

物件番号は、正確に記入してください。

物 件 番 号	申 込 物 件 の 所 在 地 及 び 地 番	受 付 年 月 日
	記入例: 〇〇町字〇〇丁目〇〇番〇〇	◆
	土 地 等 の 使 用 目 的	
	記入例: 住宅、店舗、駐車場、資材置場等	

※押印は、印鑑登録済の印(実印)を使用してください。
※共有による申込みの場合は、様式第1号別紙共有予定者一覧を添付してください。
※共有予定者が4名をこえる場合は、必要に応じて別紙を追加し、共有予定者全員が押印の上、割印(印鑑登録済の印(実印))を押印してください。
(注)◆欄は記入しないでください。

申込者は記入しないでください。

受 付 済 証

物 件 番 号	申 込 物 件 の 所 在 地 及 び 地 番	受 付 年 月 日
	記入例: 〇〇町字〇〇丁目〇〇番〇〇	◆
	氏 名 又 は 法 人 名 及 び 代 表 者 名	
	呉 市 太 郎	

物件番号は、正確に記入してください。

共有予定者(申込書記載の代表者を除く。)一覧

共有予定者 1 持分(/)

住所又は所在地 下

(ふ り が な) ()

氏名又は

法人名及び代表者名

印

連絡先(電話番号)

共有予定者 2 持分(/)

住所又は所在地 下

(ふ り が な) ()

氏名又は

法人名及び代表者名



連絡先(電話番号)

共有予定者 3 持分(/)

住所又は所在地 下

(ふ り が な) ()

氏名又は

法人名及び代表者名

連絡先(電話番号)

共有予定者 4 持分(/)

住所又は所在地 下

(ふ り が な) ()

氏名又は

法人名及び代表者名



連絡先(電話番号)

※ 押印は、印鑑登録済の印(実印)を使用してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

呉 市 長 様

住所又は所在地

氏名又は
法人名及び代表者名

印

私は、市有地一般分譲の申込みに当たり、呉市契約規則その他関係法令を遵守し、市有地一般分譲申込要領に記載のある事項について承諾の上、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 私は、市有地一般分譲申込書及びその他関係書類について、虚偽の記載をしていません。
- 2 私は、市有地一般分譲申込要領中、分譲申込者の資格等に記載のある分譲に申込みできない者のいずれにも該当しません。
- 3 私は、分譲申込みにその他すべての手続きにおいて、不正な手段を用いていません。
- 4 私は、以上の事項について事実と相違したことにより、分譲申込みその他全ての手続きを留保され又は資格を取り消され又は無効とされても、呉市に対し何ら異議を申し立てません。
- 5 私は、分譲申込みに当り、分譲申込者から暴力団等を排除することを目的として、私の氏名（法人にあっては、法人名及び代表者、役員等の氏名）、ふりがな、住所、性別、生年月日等について、警察当局に情報提供されることについて無条件で同意します。

役員等一覧

令和 年 月 日

呉市長様

所在地

法人名及び代表者名



弊社の役員は、次のとおりです。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・
	()	男・女		大・昭・平 ・ ・

※法人の場合は、本書類を申込書に必ず添付してください。添付されていない申込みは、無効となります。

※法人登記簿に記載されている役員全員(代表者を含む。)を記載してください。

※支店又は営業所等を通じて申し込む場合は、支配人、支店長又は営業所長等についても記載してください。

※申込資格の確認のため、本書類に記載のある情報を警察当局に提供します。

本書類の提出があったものについては、当該情報提供について無条件で同意されたものとみなします。

辞 退 届

令和 年 月 日

呉 市 長 様

住所又は所在地

.....

氏名又は
法人名及び代表者名

印

.....

令和 年 月 日付けで市有地一般分譲の申込みをした下記物件につきましては、次の理由により辞退します。

辞退の理由

.....

.....

.....

.....

.....

記

物件番号	申込物件の所在及び地番

契約保証金納付換依頼書

令和 年 月 日

呉 市 長 様

住所又は所在地

.....

氏名又は
法人名及び代表者名

..... 印

下記物件の売買代金の支払いに当たり、すでに納付済の契約保証金を売買代金の一部に納付
換えしてください。

金	円
---	---

記

物件番号	申込物件の所在及び地番